

正規放課後児童支援員（会計年度任用職員）募集について

1	雇用期間	雇用期間の定めあり（令和7年4月1日～令和8年3月31日） 契約更新の可能性あり（面接や従前の勤務実績に基づく客観的な能力の実証により判断する）
2	条 件 付 採用期間	1 か月
3	勤務内容	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後等に発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう支援を行い、その健全な育成を図る業務。
4	勤務場所	高知市内の放課後児童クラブのうちいずれか（春野地区を除く） ※受動喫煙対策あり（屋内禁煙）
5	勤務時間	①通常開設日…13：30～18：30 1日5時間（休憩時間なし） ※学校行事等により勤務時間が異なる場合がある。 ②一日開設日… 8：00～18：30 1日8時間シフト制（60分休憩） ※長期休業日，第三土曜日，学校代休日の勤務となる。
6	週 休 日 及び休日	土曜日（4月，7月，8月以外の第三土曜日を除く），日祝日，年末年始（12月29日から1月3日）
7	時 間 外 勤 務	公務のために臨時又は緊急の必要がある場合には，上記5の勤務時間以外の時間及び上記6の日に勤務を命ずることがある。
8	有給休暇	雇用初年度は，継続する雇用期間が1月を超える場合は，雇用2月目から1月当たり1日を付与し，7月目に合計10日を付与する。
9	報 酬	① 月額 150,425円～（正規支援員） ② 支給日 当月16日
10	各種手当等	① 通勤手当に相当する報酬（上限あり） ② 時間外勤務手当に相当する報酬 ＊ 勤務日の場合で1日の勤務時間が8時間まで 1時間単価×1.00（午後10時から翌日の午前5時までの間は1.25）×時間数 ＊ 勤務日の場合で1日の勤務時間が8時間を超えた場合 1時間単価×1.25（午後10時から翌日の午前5時までの間は1.50）×時間数 ＊ 週休日の場合 1時間単価×1.35（午後10時から翌日の午前5時までの間は1.60）×時間数 ③ 期末勤勉手当 任期が6月以上で，勤務時間が週15.5時間以上の場合，6月，12月に支給（支給額はその都度決定）
11	社会保険等	雇用保険・健康保険・厚生年金保険・労災保険 適用
12	資格	(1) 児童の健全育成に熱意があり，次のいずれかの一つに該当する者 ①保育士の資格を有する者 ②社会福祉士の資格を有する者

1 2	資格	③学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中学校等を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の過程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事した者 ④学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 ⑤学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規程による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） ⑥学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を取得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者 ⑦学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑧外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑨高等学校卒業者であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が相当と認めた者 ⑩5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が相当と認めた者 (2) 市内通勤が可能であるもの (3) 上記の応募資格を有する者であっても、次のいずれかの一つに該当する者は、受験できない。 ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ②地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者 ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
1 3	申込方法	採用試験は年2回（4月/10月採用）実施しています。試験情報については、日程が近づきましたら、子ども育成課ホームページにて公開いたします。